

○件 名

「第 66 回文化財防火デー」の実施について

○概 要

1月26日は、法隆寺金堂の壁画が焼損した日（昭和24年）に当たり、この日を「文化財防火デー」と定め、文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動が展開されます。これに併せて、当市におきましても文化財所有者、管理者その他の関係者に対し、防火・防災意識の高揚を図る目的として下記のとおり、広報活動、施設への立入検査および防火訓練を実施しますので、お取り計らいの程、よろしくお願いいたします。

○日 時

令和2年1月20日（月）～1月24日（金）

○内容・場所

- ・文化財所有者、管理者その他の関係者に対する啓発。
- ・行政放送を活用し、市民に対する防火・防災の広報（文字放送）。
- ・対象施設への立入検査（対象施設より抜粋）

丸興山庫蔵寺、海の博物館、青峯山正福寺、潮音寺、賀多神社、常安寺、JF国崎支所

- ・防火訓練の実施（消防署および地域住民（大里町内会）と合同）

1月24日（金）午前10時00分～ 常安寺

内容 消防車の放水、消火器取扱いなど

※荒天時には内容を変更する場合があります。事前にご確認ください。